（内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令の一部改正）

第七条　内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号ニ中「第十三条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

（財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部改正）

第八条　財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令（平成十三年政令第九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四　株式会社民間資金等活用事業推進機構

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第九条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

七十九　株式会社民間資金等活用事業推進機構

第三十一条に次の一号を加える。

十一　株式会社民間資金等活用事業推進機構

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十条　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十一　株式会社民間資金等活用事業推進機構

附　則

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月五日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
防衛大臣　小野寺五典

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十七号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年九月六日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十八号

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）の一部の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百六十六条第四項、第百六十七条第一項及び第四項、第百七十五条第三項及び第四項並びに第百八十五条の十九並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第二号中「上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。次号及び第三十三条において同じ。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この項」を「当該上場会社等が公開買付者等（法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等をいう。以下この項において同じ。）となるものに限る。以下この号及び次号」に改め、同項第三号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「その発行する上場株券等がすべて特定投資家向け有価証券である者」を「上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この号において同じ。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けをする者（その発行する上場株券等が全て特定投資家向け有価証券である者に限る。）」に改め、同号に次のように加える。

ハ　法第百六十七条第一項に規定する公開買付け等（上場株券等の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けを除き、当該公開買付け等に係る上場等株券等（法第百六十七条第一項に規定する上場等株券等をいう。以下この項において同じ。）の発行者である会社の発行する上場等株券等が全て特定投資家向け有価証券である場合に限る。）をする者　公開買付け等事実

第三十条第一項に次の二号を加える。

四　公開買付者等（法第百六十三条第一項に規定する上場会社等であるものを除く。次号において同じ。）が、その公開買付け等（法第百六十七条第一項に規定する公開買付け等をいう。次号において同じ。）に係る上場等株券等の発行者である会社又は当該公開買付者等の親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいい、法第百六十三条第一項に規定する上場会社等であるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、公開買付け等事実を当該会社又は当該親会社の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所に通知することを要請し、当該会社又は当該親会社が、当該要請に基づいて、当該金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該公開買付け等事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。

五　公開買付者等が、その公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である会社の発行する上場等株券等が全て特定投資家向け有価証券である場合において、当該会社又は当該公開買付者等の親会社に対し、公開買付け等事実を当該会社又は当該親会社の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所に通知することを要請し、当該会社又は当該親会社が、当該要請に基づいて、当該金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該公開買付け等事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。